

	カテゴリ	質問	回答
1	事業	本業務の対象となる人流の定義は何か。	人流データとは、計測機器で一定エリアの人の緯度・経度情報や、通過人数、方向、属性などを一定時間計測したデータと認識しております。なお、先進的な技術を用いない従来からある手動カウンタでの計測やアンケート実施によるサンプル調査などは本事業の目的と合致せず取得対象となりませんが、分析などでの補助的なデータとしてご利用いただけます。
2	事業	地域課題とはどのようなもので、人流データを用いてどのような解決策を講ずることを想定しているのか。	例えば、下記のようなものを想定しております。 ・災害時の避難経路の確保において、日中・夜間の人口を把握し、経路情報や避難所施設データ(収容人数など)を加えて分析し、各時間帯で最適な避難経路を決め、実際に避難訓練等に活用する。 ・まちづくりにおいて、時間帯別・方向別の人流量を把握し、混雑時の通行制限を行う。 ・公共交通の利便性の向上に向け、人流データとバス停留所などを重ね合わせ分析し、バスの運行間隔や用いる車両などの最適化を行う。 ・観光地の混雑緩和にあたって、人流データから天候や曜日、時間帯ごとの滞在者数をベースに、混雑状況や駐車場の満空情報などの通知を行う。 ・イベント時の混雑対策として、人流計測により警備員の増減を効率的に行う。
3	事業	再委託で禁止している「主たる業務」とは何か？	主たる業務とは、本事業の主旨となる業務であり、具体的にはデータの取得に関する計画策定やデータの取得・分析、活用方法の検討、地域課題解決へ向けた活動となります。なお、センサーの設置や撤去などデータの取得等に関する技術的なものは、補助的な業務として取り扱い再委託は可能と考えております。
4	経費	業務を行うにあたり、人流取得に関する広報費、地域課題解決に資するイベント実施等に関する広告宣伝費を計上してよいか。また、該当する経費項目は何か。	本事業の実施に必要なものであれば、計上可能です。広報費、広告宣伝費等に関する明確な経費項目はございませんが、チラシ・パンフレットを作成・印刷し、広報する場合は「印刷製本費」に、ウェブサイトでの広報のみで印刷を伴わない場合は「備品費」に、外部に委託する場合は「再委託費・外注費」に含めるなど、実施方法に応じて計上してください。
5	データ取得	本事業の実施にあたって条件となっている「人流データを自ら取得すること」とは、具体的にどのようなことか。	本事業は人流データの計測等を自ら行いデータを取得することを支援の条件としています。具体的にはカメラやセンサーによる取得や独自に開発したアプリ等で取得する場合などを想定しておりますが、具体的な取得方法に明確な決まりはございません。人流データの取得をせず単に販売用データの購入のみによるものは本事業の採択対象とはなりません。ただし、データ分析などのため補足的に販売用データを取得することは本事業の支援対象であり、購入する場合の経費項目は備品費に該当します。なお、実施主体の構成員から補足的に使用するデータとして提供があり、その利用等で発生した費用は、支援の対象外です。 ※本事業で取得活動を一切行わない事業は、基本的に採択対象となりませんが、本業務に通じるような目的・方法にて既に検討・取得活動をし、その有効活用をはかるものについては対象となる場合があります。 ※過去に取得したデータを補足的に活用することも可能です。
6	データ取得	センサー・カメラ等は原則リース・レンタルすることとされているが、購入はできないのか。	本事業で利用する機材(センサー・カメラ等)は、原則、リース・レンタルにて対応していただきます。
7	データ取得	取得したデータはオープンデータとして公開する必要があるのか。	本事業で取得した人流データは、実施主体にて必要な権利処理、個人情報情報の秘匿処理などを行い、公開していただきます。なお、事業終了後に事務局に提出していただく公開人流データは、G空間情報センターで公開します。 ※個人情報情報の秘匿処理については、各種ガイドライン等を参照の上、実施してください。
8	応募団体	応募主体(3)民間事業者等の場合、事業対象地域の地方公共団体との連携協定等の文書とは、具体的にどのような文書のことを指すのか。	連携協定等の文書については種類や指定様式は定めていません。連携協定書、覚書、地方公共団体から民間事業者等へ発出した協力依頼文書など、連携を明記している公的な書面であれば種類は問いません。なお、地方公共団体からの業務の受発注の関係のみでは連携とは認識できませんのでご注意ください。
9	応募団体	応募主体(1)地方公共団体(市区町村)単独の場合、補正予算への計上等の手続き上、事務局との契約を6月下旬以降にできないか。	事業期間を確保するため6月下旬までの契約締結を考えております。契約締結が6月下旬以降にすることは不可能ではありませんが、事業実施期間が短くなり、また実施体制が十分にとれない可能性もあるため、そのことを前提にご提案ください。なお、内容的に他の提案と比較して劣後する可能性がありますのでご注意ください。(採択後に実施期間を短縮することは出来ません) なお、上記3.のとおり、事業の再委託には制限がありますのでご注意ください。 具体的な事務手続については、個別に事務局と協議の上、進めていただくこととなります。
10	応募団体	応募主体としての協議会は、人流やICT関連の協議会でないと不可か。	本事業で実施予定の内容が応募予定の協議会の活動目的に適合するものであれば問題ありません。

	カテゴリ	質問	回答
11 (5/17 追加)	応募団体	応募主体(3)において民間企業数社の連名で応募したいと考えている、別途、必要な書類などあるか。	連名にする民間企業間の共同提案体協定書を提出してください。また、地方公共団体との連携協定等の公的な文書を別途提出して下さい(共同提案体あるいは代表企業と締結)。
12 (5/17 追加)	応募団体	複数の会員から構成される協議会名での応募を予定している。本事業に関わるのが協議会の構成員(企業)の一部である場合でも、応募者としては協議会のみでよいか。	協議会活動の一環であっても、構成員のうち一部の企業のみが関与する場合は、当該企業も協議会と連名で参画して下さい。 なお、協議会から構成員(企業等)への再委託は認められませんのでご注意ください。
13 (5/17 追加)	応募団体	応募主体(2)ないし(3)で複数社の連名で応募する場合、契約形態はどのようなになるか。	事務局と共同提案体とで契約を締結していただきます。共同提案体の中から代表者を定めてください。事業終了後は事務局より代表者に一括して委託費を支払います。
14 (5/17 追加)	データ取得	人流データの取得について、取得する場所や内容などにおいて、本事業の対象外と解されるものはあるか。	取得する人流データの属性に偏りが生じると思われる場所(例:大学敷地内や工場敷地内など)での計測は、その結果が地域の課題解決に必ずしも資するものではないため、本事業においては望ましくありません。 また、取得する人流データの内容については、個人情報の秘匿処理や諸権利の処理を適切に行い、関係法令に照らして問題が生じないデータ内容であればよいと考えます。
15 (5/17 追加)	データ取得	自転車や車にセンサーを設置し、間接的に人流計測を行いたいと考えているが、これは本事業のデータ取得の要件に合致するののか。	合致しません。本事業で定めている人流データの取得は、車両の交通量の計測ではなく、センサー等を用いて直接的に人流データを計測するものとしています。